## 環境厚生常任委員会

日 時 平成30年4月10日(火)

午後1時30分~

場 所 第3委員会室

1 開 議

#### 2 行政報告

#### 【健康福祉部】

- (1)(仮称)路上喫煙の規制に関する条例(素案)について
- (2) こども医療費に係る誤った受給者証の送付について
- 3 行政視察について
- 4 子どもの権利条例(仮称)について
- 5 その他

# 一提出資料一

- 1. (仮称)路上喫煙の規制に関する条例(素案)について
  - ・・・(健康増進課)

P1~4

- 2. こども医療費に係る誤った受給者証の送付について
  - ・・・(こども未来課)

P 5

## 健康福祉部

### 意見募集に係る計画等の案の公表項目一覧表

(仮称)路上喫煙の規制に関する条例(素素)  2020 年に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、空手のホストタウンとして協定を締結している亀岡市として、受動喫煙の防止に向けた取り組みをより一層進めていく必要があります。 また京都スタジアム(仮称)が完成した後は、JR 亀岡駅周辺等多くの人の往来が予想され、健康保持及び安全の観点から、路上喫煙についてのルールづくりが必要となります。 路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによる火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。  3計画等の薬の概要  〇市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること ○市民等及び事業者の意識の啓発に努めること ○市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。(条例で定める内容)路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止過料の撤収  亀岡市においては、健康常進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙・の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  5添付資料  ・ 京都スタジアム(仮称) 完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙・の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  ・ 京都スタジアム(成称) 完成を募集します。  ・ 京都スタジアム(成称) 完成を募集します。  ・ 京都スタジアム(成称) 完成を募集します。  ・ 京都スタジアム(成称) 完成を募集します。  ・ 京東京などで表記を募集します。  ・ 京県送付要領  ・ 京県送付要領  ・ 「東京ない受動喫煙・の実効性のある対策の充実を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  ・ 京県送付要領  ・ 京県・西京で、あらかじめご了承願います。  ・ 「住所] 〒621-8501 亀岡市を町野内神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係第  ・ 「FAズ 1 (24) 3070 (Eーmail) kenkouzousin®では火を細座のより場面であるによりに関するのよりには応じりとはないます。  ・ 京県 京県 1 (25) 5004		
2立案の趣旨・目的 タウンとして協定を締結している亀岡市として、受動喫煙の防止に向けた取り組みをより一層進めていく必要があります。また京都スタシアム(仮称)が完成した後は、JR 亀岡駅周辺等多くの人の往来が予想され、健康保持及び安全の観点から、路上喫煙についてのルールづくりが必要となります。路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによる火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。  〇市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること 〇市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。(条例で定める内容)路上喫煙禁止の努力職務路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止の努力職務路上、連禁を推進してきました。京都スタシアム(仮称)完成やフロスの実力とで、京都スタシアム(仮称)完成を発生します。条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。条例素案 6意見募集期間 平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまだは電子メールで送付してください。② 氏名まだは名称および住所を必ず記入してください。③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛【FAX】0771(24)3070 [E-mail] kenkou-zousin@citykameokale.jp	1計画等の名称	(仮称)路上喫煙の規制に関する条例(素案)
り組みをより一層進めていく必要があります。 また京都スタシアム(仮称)が完成した後は、JR 亀岡駅周辺等多くの人の往来が予想され、健康保持及び安全の観点から、路上喫煙についてのルールづくりが必要となります。 路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによる火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。  3計画等の薬の概要  ○市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること ○市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。(条例で定める内容) 路上喫煙禁止の努力義務 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止 過料の徴収  亀岡市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタシアム(仮称)完成や2020年オリンピック・バラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  条例素案  「意見募集期間 平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係第  【FAX】0771(24)3070 【Eーmail】kenkou-zousin@citykameokalg.jp		2020 年に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、空手のホスト
また京都スタシアム(仮称)が完成した後は、JR 亀岡駅周辺等多くの人の往来が予想され、健康保持及び安全の観点から、路上喫煙についてのルールづくりが必要となります。 路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによる火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすずめます。  〇市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること 〇市民等及び事業者の意識の啓発に努めること 〇市民等及び事業者が高速調の啓発に努めること 〇市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。(条例で定める内容)路上喫煙禁止の努力艤務路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止過料の徴収  亀岡市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタシアム(仮称)完成や2020年オリンピック・バラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素楽を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  系列奏案  「意見募集期間 平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。② 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市健東福祉部健康増進課健康づくり係宛(FAX)0771(24)3070 【Eーmail】kenkou-zousin@citykameokalg.jp	2立案の趣旨・目的	タウンとして協定を締結している亀岡市として、受動喫煙の防止に向けた取
の住来が予想され、健康保持及び安全の観点から、路上喫煙についてのルールづくりが必要となります。 路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによる火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。 〇市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること 〇市民等及び事業者の意識の啓発に努めること 〇市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。(条例で定める内容)路上喫煙禁止の努力義務路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止場料の徴収 亀両市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。東部スタシアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。 5添付資料 条例素案 6意見募集期間 平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月) 7意見送付要領 平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月) 1 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。 【住所】〒621-8501 亀岡市を町野々神8番地亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛 [FAX] 0771(24)3070 [E-mail] kenkou-zousin@citykameokalg.jp		り組みをより一層進めていく必要があります。
ルづくりが必要となります。 路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによる火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。  〇市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること 〇市民等及び事業者の意識の啓発に努めること 〇市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。 (条例で定める内容) 路上喫煙禁止の努力義務 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止 過料の徴収  亀岡市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタシアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  5添付資料  条例素案  6意見募集期間  平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまだは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市を町野内神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛 【FAX】0771(24)3070 【Eーmail】 kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp	•	また京都スタジアム(仮称)が完成した後は、JR 亀岡駅周辺等多くの人
路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによる火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。  〇市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること 〇市民等及び事業者の意識の啓発に努めること 〇市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。(条例で定める内容)路上喫煙禁止の努力義務路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定)路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止過料の徴収。 ・ 中国ではいては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素象を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  「会別素素」である、「空まない受動関をでは、できないで検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素象を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  「会別素素」である。「企業を募集します。  「会別表素」である。「企業を募集します。  「会別表素」である。「企業を募集します。  「会別表素」である。「企業を募集します。  「会別表素」である。「企業を募集します。  「会別表素」である。「企業を募集します。  「会別表素」である。「企業を募集します。  「会別表素を6月には、10円では、10円	,	の往来が予想され、健康保持及び安全の観点から、路上喫煙についてのルー
る火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。  〇市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること 〇市民等及び事業者の意識の啓発に努めること 〇市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。(条例で定める内容) 路上喫煙禁止の努力義務 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止 週料の徴収 亀岡市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  参例素案  6意見募集期間 平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛 【FAX】0771(24)3070 【Eーmail】kenkou-zousin@city.kameokalg.jp		ルづくりが必要となります。
や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。  3計画等の案の概要  ○市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること ○市民等及び事業者の意識の啓発に努めること ○市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。 (条例で定める内容) 路上喫煙禁止の努力義務 路上喫煙禁止の域における喫煙の禁止 過料の徴収  4これまでの経過  4これまでの経過  4これまでの経過  4これまでの経過  4これまでの経過  4これまでの経過  6意見募集期間  7意見送付要領  平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛  【FAX】0771(24)3070  【E 一mail】 kenkou-zousin@city.kameoka.le.jp  9問い合わせ先	•	路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによ
<ul> <li>○市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること ○市民等及び事業者の意識の啓発に努めること ○市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。 (条例で定める内容) 路上喫煙禁止の域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止 過料の徴収</li> <li>4これまでの経過</li> <li>4これまでの経過</li> <li>毎市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。</li> <li>5添付資料</li> <li>条例素案</li> <li>6意見募集期間</li> <li>平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)</li> <li>① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。</li> <li>【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛(FAX)0771(24)3070</li> <li>【E 一mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp</li> <li>9問い合わせ先</li> </ul>		る火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上
○市民等及び事業者の意識の啓発に努めること ○市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。 (条例で定める内容) 路上喫煙禁止の努力義務 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止 過料の徴収 亀岡市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。 条例素案 ・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。
○市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。 (条例で定める内容) 路上喫煙禁止の努力義務 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止 過料の徴収	3計画等の案の概要	〇市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること
第上喫煙禁止の努力義務 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止 過料の徴収 亀岡市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきまし た。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実 について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会 に提案するにあたり、意見を募集します。 5添付資料 平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月) ① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。 【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛 【FAX】0771(24)3070 【E-mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp	e e	
路上喫煙禁止の努力義務 路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止 過料の徴収  電商市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  5添付資料  平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛 【FAX】0771(24)3070 【E mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp		〇市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。
路上喫煙禁止区域の指定(JR4駅周辺予定) 路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止 過料の徴収  亀岡市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  多例素案  6意見募集期間  平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛 【FAX】0771(24)3070 【Eーmail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp  9問い合わせ先  亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係		(条例で定める内容)
路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止 過料の徴収  亀岡市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  多例素案  6意見募集期間  平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛 【FAX】0771(24)3070 【Eーmail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp		
過料の徴収		•
#岡市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  「提案するにあたり、意見を募集します。  「会別表案  「会別表案  「会別表案  「会別表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表		
た。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  多機大業  「一般のでは、アックスでは、では、アックスでは、では、アックスでは、では、アックスでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		
クの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  多例素案  6意見募集期間 平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛【FAX】0771(24)3070 【Eーmail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp	4 1 4717	
について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。  5添付資料 条例素案  6意見募集期間 平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)  ① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。  【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛【FAX】0771(24)3070 【E-mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp  9問い合わせ先 亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係	4これまでの経過	
<ul> <li>に提案するにあたり、意見を募集します。</li> <li>5添付資料</li> <li>条例素案</li> <li>6意見募集期間</li> <li>平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)</li> <li>① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。</li> <li>② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。</li> <li>③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。</li> <li>【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛【FAX】0771(24)3070</li> <li>【Eーmail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp</li> <li>9問い合わせ先</li> <li>亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係</li> </ul>	·	
5添付資料条例素案6意見募集期間平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛(FAX】0771(24)3070 【E-mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp9問い合わせ先亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係		
日本 日	en and the Security	
<ul> <li>① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。</li> <li>② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。</li> <li>③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。</li> <li>【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛</li> <li>【FAX】0771(24)3070</li> <li>【E-mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp</li> <li>9問い合わせ先</li> </ul>	り添付貸料 	条例索条 
7意見送付要領 ② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。 ③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。 【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛 【FAX】0771(24)3070 【E-mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp 9問い合わせ先 亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係	6意見募集期間	平成30年4月16日(月)~平成30年5月7日(月)
③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。8意見の送付先亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛【FAX】0771 (24) 3070 【E-mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp9問い合わせ先亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係		① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。
(住 所) 〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛 【FAX】0771 (24)3070 【E-mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp9問い合わせ先亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係	7意見送付要領	② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。
8意見の送付先亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛【FAX】0771 (24) 3070[E-mail] kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp9問い合わせ先亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係		③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承願います。
【FAX】0771 (24) 3070         【E-mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp         9問い合わせ先       亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係		【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地
【E-mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp9問い合わせ先亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係	8意見の送付先	亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛
9問い合わせ先		[FAX] 0771 (24) 3070
	_	[E-mail] kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp
TEL 0771 (25) 5004	9問い合わせ先	亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係
112 0711 (20) 0004		TEL 0771 (25) 5004

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の規制について必要な事項を定めることにより、市民等の 身体及び財産への被害の防止を図り、もって市民等の健康や安全な生活環境の確 保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 路上喫煙 道路等(道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。)において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為をすることを除く。
  - (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過 する者をいう。
  - (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の制限について必要な施策を実施するとともに、市民等及び事業者の意識の啓発に努めるものとする。

(市民等及び事業者の責務)

- 第4条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。
  - 2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力するものとする。 (路上喫煙禁止区域の指定)
- 第5条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、特に路上喫煙を禁止する必要が あると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。
  - 2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定した時は、その区域を告示するものとする。
- 73 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
  - 4 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

(措置命令)

第7条 市長は前条の規定に違反した者に対し、その是正のために必要な措置を講じるよう命じることができる。

(過料)

第8条 前条の規定による命令に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この条例は、平成30年 月 日から施行する。ただし、第8条の規定は、規則で定める日から施行する。

### 路上喫煙の規制に関する条例制定及び関連事務 事務フロー

1	·	3月	4月		6月 个	7月	÷	10月	11月	12月	2019年1月/ 2月	3月~
-	条例の制定			が変数		公布· 条例施 行						
	・4月:環境厚生常任委員会へ説明 ・4月中旬~5月上旬:パブリックコメント ・5月上旬パブコメ公表 ・4月上旬~中旬 条例決裁 ・4月下旬 6月議会議案調整 ・6月 6月議会条例案上程		<b>養</b> 窓明	6月達全調整	6月議会上程							
	路上喫煙禁止区間設定/罰則規定 ・関係課関係団体調整 ・11月頃 禁止区域の範囲等確定 ・平成21年1月 禁止区域の先示			自治会議所	関係機関と	の調整等			7		養生系	過料徴収1半年7月頃から
-1/-	・平成31年1月 禁止区域の告示 ・平成31年7月 罰則規定の施行				<b>广内各部</b>	<b>関整等</b>						
	広報・周知・啓発					お知らせ掲載					禁止区域お知らせ掲載	過程を 過程を を を を を で は の の の の の の の の の の の の の
	<ul> <li>・7月:条例制定について 市広報お知らせ、ホームページなどで広報</li> <li>・31年1月~:禁止区域設定について 市広報お知らせ、ホームページなどで広報</li> <li>・看板表示などの設置各場所での啓発イベント</li> </ul>					ホームペーン・「おり」を知り、	行の固事業等				養北区域 街頭啓発、1	ベント
	たばこ関連事業の推進 ・全面禁煙認証施設(登録事業所の拡大)								-			
-	・卒煙相談 ・生活習慣病講座 ・乳幼児健診などでの保護者への相談、 ・がん検診での啓発・相談					•	受動喫煙	更対策関連事業推進				
,	・小中学生への防煙教室(依頼校へ)他											

1

#### 平成30年4月10日環境厚生常任委員会行政報告資料<こども未来課>

#### こども医療費に係る誤った受給者証の送付について

#### 1. 概要

亀岡市では、子育て支援策として、保護者の皆様の医療費負担のさらなる軽減を図るため、小学校入学から中学校卒業までの児童の通院にかかる一部負担金について、1 筒月 1 医療機関 3.000 円としています。

このたび、小学校入学の際の新たなこども医療費受給者証 509 件について、 3,000 円の自己負担の内容が記入されているべきところ、自己負担 200 円とした ものを送付したことが判明いたしました。

#### 2. 更新対象者 509 人

その他、転入、転居、制度の変更による窓口交付、送付分についても誤った受給者証を交付した可能性があるため確認中です。

#### 3. 印刷誤りの原因及び判明経過。

今回、年次更新用に追加発注した受給者証の裏面(注意事項)に印刷誤りがあり、納品後の検収が不十分であったため誤ったまま発送。

4月2日午前10時ころ病院からの問い合わせで判明しました。

#### 4. 対応

市内医療機関に対して連絡いたしました。 正しい受給者証を再交付し、先に送付済の受給者証を回収します。

#### 5. 再発防止について

今後、発注等にあたって、依頼・校正・検収について、業者との確実な調整 確認を行うとともにダブルチェック体制を強化します。

都道府県 市区町村	人口 (29.10.1)	テーマ	内容
神奈川県川崎市	1,483,849	子どもの権利に関する条例	・全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定(平成12年) ・条例に基づき、子どもの権利保障の推進のため「子どもの権利に関する行動計画」を策定 ・子ども施策の検証及び市の子ども施策を進める上で、川崎の子どもの実態と子どもの権利についての考え方を知るために「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施・子どもの権利条例に基づき、子どもの権利の視点から、子どもに関する市の施策を検証する第三者機関である「川崎市子どもの権利委員会」を設置
東京都三鷹市	186,166	子育て施策	・「保育のガイドライン」を公立、私立、認証保育園等で共有することで、質を保ちながらも大幅な定員拡大を実現・地元のNPO法人等との協働により、分かりやすく使いやすい子育て支援ポータルサイト「みたか子育てねっと」を開設・「にっぽん子育て応援団」が選ぶ子育てに良い街で1位に選ばれる
東京都世田谷区	898,262	子ども条例	・平成13年に世田谷区子ども条例を制定 ・子ども計画及び教育ビジョンの策定(平成17年) ・せたがや子ども・子育てテレフォン、教育相談等、相談窓口の充実 ・条例制定後も区立小・中学校児童・生徒等へのアンケート調査やパブリックコメント、区民意見募集を実施するとともに、外部の有識者・ 関係機関を含めたアドバイザー会議での検討を進める ・子どもの人権擁護機関の設置に必要な事項を規定するため、平成 25年に条例改正
東京都日黒区	275,956	子ども条例	・平成17年に目黒区子ども条例を制定 ・子どもへの権利侵害について、子ども自身および保護者等の関係 者からの相談や救済の申立てを受け、適切かつ迅速に解決するため 子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を運営 ・年齢別の広報パンフレットを作成(小学校1年生から3年生向け、小 学校4年生から6年生向け、中学生から大人向け) ・子ども条例啓発絵本を制作、発行
宮城県 石巻市	146,933	子どもの権利に関する条例	・平成21年に石巻市子どもの権利に関する条例を制定 ・平成26年1月に子どもの居場所として石巻市子どもセンター「らいつ」を開館、平成30年4月からは指定管理者制度を導入 ・指定管理者の候補者を選定する際に子どもたちの意見が取り入れられるよう、小学6年生から高校2年生までの児童・生徒合わせて6 人で構成する「子ども委員」を設置し、プレゼンテーション審査に同席
岩手県 奥州市	119,302	子どもの権利に関する条例	・議員提案により「奥州市子どもの権利に関する条例」を制定(平成23年) ・平成21年に議員有志で活動する「子育て研究部会」を立ち上げ検討を進める ・市民懇談会、子どもたちとの意見交換会、アンケート調査、教育長・関係部課長等との意見交換会等を実施
大分県 大分市	479,121	子ども条例	・議員提案により「大分市子ども条例」を制定(平成23年) ・政策研究会において、子どもを取り巻くさまざまな問題を解決し、健 やかな育ちを目指す取り組みを行う必要があると判断し、具体的に調 査研究するためのプロジェクトチームである推進チームを立ち上げて 検討 ・37回の推進チーム会議、子どもに関する関係者との意見交換会、 子どもへのアンケート調査、子どもとの意見交換会、パブリックコメン トなどを実施し、推進チーム立ち上げから約1年7カ月の期間をかけ て条例を制定



# 子どもに関する条例の制定 状況及びその規定内容

※ 本表は、各自治体における子どもの育成、支援、保護を目的に掲げた条例の制定状況及びその規定の内容を把握するために内閣府において実施した調査結果を取りまとめたものです。条例中、各欄に該当する規定がある場合に「○」が付してあります。

94444		CARC SACE		子どもに分	FEB.CM 在 A CONTROL TO THE CONTROL T									
	<b>4</b> 033	● 東東月日 - 第二年月日		して保体では れる具体に係 な権利に係 る規定	体験活動等 の推進	社会形成へ の参画機会 の確保	子育で支援	相談、救済 ・擁護の仕 組み	非行・有害 環境対策	自治体や学 枚 家庭等 の役割・黄務	計画等の策定	審議会や委員 会等の設置		
北海道	北海道子どもの未来 づくりのための少子 化対策推道条例	Ç.	平成21年3月31日	0	. 0	0	0	0	0	0	0	0		
北海道	漁川市の未来を担う こどもの子育で・子 育ち環境づくりに関 する条例	平成21年3月24日	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0		
北 海 道 奈井江町	奈井江町子どもの権 利に関する条例	平成14年3月26日	_	0 .	0	0	0	0	0	0	0	0		
北海道芽室町	芽室町子どもの権利 に関する条例	平成18年3月6日	-	0	-	0	0	0	_	0	_	-		
北海道幕別町	幕別町子どもの権利 に関する条例	平成22年4月1日	-	0	0	0	. 0	0	0	. 0	0	-		
岩手県遠野市	温野市わらすっこ条例	平成21年3月23日	_	0	0	0	0	0	_	0	0	_		
宮城県石巻市	石巻市子どもの権利 に関する条例	平成21年3月26日	1	0	-	0	0	0	-	٥	-	0		
秋田県	秋田県子ども・子育 て支援条例	平成18年 9 月29日	平成21年4月1日	0	-	0	0	0	-	0	0	_		
秋田東秋田市	秋田市未来を築く子 どもを青むための市 民や社会の役割に関 する条例	平成18年3月24日	_		0	0	0	-	0	0	0	_		
秋 田 県 由利本荘市	由利本荘市子ども条例	平成23年3月26日		0	_	-	0	-	_	0	0	-		
山形県	山形県子育で基本条例	平成22年3月19日	-		0	-	0	-		0	. 0			
福島県	子育でしやすい福島 集づくり条例	平成22年12月24日	, -	-	-	-	0		<u> </u>	0	0			
福島県川俣町	川俣町「玄ゆうの日」を定める条例	平成5年3月24日	-		-	-	-			-	_	_		
栃 木 県 度 沼 市	魔沼市青少年健全育 成のための環境浄化 に関する条例	平成9年4月1日	平成9年4月1日	_	-	-	_	-	0	0	0	_		
栃木県市貝町	市貝町青少年健全青 成条例	平成18年9月11日	平成18年10月1日	-	0			0	0	0	0			
埼玉県東松山市	青少年をナイフ等の危 客から守り東松山市を 明るく住みよいまちに するための条例	平成10年3月20日	平成21年3月25日	_	-	_	-	-	0	0	0	-		
烤 玉 県 春日部市	春日部市青少年健全 青成基本条例	(合併前:旧春日部市) 平成13年12月7日 (合併後:新春日部市) 平成17年10月1日	_	_	-		-	-	0	0	· <b>-</b>	_		
坊 玉 県 鴻 巣 市	鴻巣市有答図書等規 制に関する条例	昭和54年3月26日	平成3年3月26日	-	_	_		_	0	0	-	_		
埼 玉 県 八 瀬 市	八湖市青少年健全青 成条例	平成18年3月22日	平成21年4月1日	_		-	-	_	0	0	_	0		
千 葉 県 流 山 市	流山市子育でにやさ しいまちづくり条例	平成19年9月28日	•	0	_	_	0	_	_	0	-	_		
千 葉 県 鮮ヶ谷市	鎌ケ谷市教育環境保 全条例	平成16年3月25日	-	_	_	-	_	_	0	-	_	_		
東京都日 黒区	目黒区子ども条例	平成17年12月1日	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京 極世田谷区	区型社区工厂分类的	平成13年12月10日	_	_	0	0	0	0	_	0	0	_		
東京都豊島区	豊島区子どもの権利 に関する条例	T#X1043 H23E	_	0	0	0	-	0	_	0	0	0		
東京 都八王子市	八王子市青少年の <b>健全</b> な育成環境を守る条例	平成3年9月26日	平成13年7月1日	-	_	_	. –	0	0	0	_	-		
東京都調布市	調布市子とも条例	平成17年3月23日	_		0	0	٥	0	0	0	0	_		
東 京 都 小金井市	小会井市子どもの権 利に関する条例	平成21年3月12日	平成21年3月12日	0	0	0	0	0	-	0	-	-		
東京都日野市	日野市子ども条例	平成20年6月26日		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
神奈川県	神奈川県子ども・子 省で支援推進条例	T#1343 H200	<u> </u>	_	-	-	0	0	0	0	0	0		
新潟県上越市	上越市子どもの権利 に関する条例	平成20年3月28日	平成21年 3 月27日	0	0	0	-	0	_	0	0	0		

272			12 mm	子ともに対				行動の施	の方向性で	18 B B		
			最終改正年月日 	して保障される具体的 な権利に係 る規定	体験活動等 の推進	社会形成へ の参画機会 の確保	子背で支援	相談、救済・擁護の仕 組み	非行・有害 環境対策	自治体や学 校、家庭等 の役割・實務	計画等の策定	事論会や委員 会等の設置
黑山県	とやまの未来をつく る子育で支援その他 の少子化対策の推進 に関する条例	平成21年6月27日	1 <u>1</u> 14	5 - 5 - 1 3 - 7	O	0	0	O	0	0	0	0
宮山 県魚津市	魚津市子どもの権利 条例	平成18年3月20日		0	0	0	0	0	1	0	0	Ö
宮 山 県 市 水 市	料水市子ども条例	平成19年6月20日	-	0	0	0	0	0	. 0	. 0	0	0
石川県	いしかわ子ども総合 条例	平成19年3月22日	平成21年7月2日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川 集白山市	白山市子どもの権利 に関する条例	平成18年12月20日	-	0	-	0	0	0	-	0	0	0
石川県金沢市	子どもの幸せと健や かな成長を図るため の社会の役割に関す る条例	平成13年12月19日	-	-	0	-	0	0	0	0	0	0
長野県	長野市青少年保護育 成条例	平成14年9月27日	平成21年12月28日		_			-	0	O.	0	0
長 野 県塩 尻 市	塩尻市有害図書類等 の自動販売機等の規 制に関する条例	平成20年 3 月26日	-	_	-	_	-	-	0	0	-	0
長 野 県 佐 久 市	佐久市有害図書類等 の規制に関する条例	平成18年 6 月28日	_	-		_	_	-	0	0		0
長 野 県 策 御 市	東御市青少年健全育 成条例	平成19年6月22日	-	_		-	_		0	0	0	0
紋 車 獆	安心して子どもを生 み背でることができ る岐阜県づくり条例	平成19年3月15日	-	=	_	-	0		. –	0	0	0
岐 阜 県 岐 阜 市	岐阜市子どもの権利 に関する条例	平成18年3月27日	_	0	0	0	0	0	-	0	-	0
<b>紋 阜 県</b> 大 塩 市	大垣市子育で支援条 例	平成22年3月23日	-	1	_	-	0	-	_	0	0	0
岐 阜 県 多治児市	多治児市子どもの権 利に関する条例	平成15年9月25日	_	-	0	0	0	0	_	0	0	0
<b>岐 阜 県</b> 岐 南 町	岐南町子どもの人権 オンブズパーソン条 例	平成13年3月19日	-	1	-	-		0	_		_	0
愛知课	受知県少子化対策推 進条例	平成19年3月23日	-	_	-	-	0	_	_	0	0	_
爱知県 豊田市	豊田市子ども条例	平成19年10月9日	_	0	0	0	0.	0	0	0	0	0
爱知 県岩 食 市	岩倉市子ども条例	平成20年12月18日		0	0	0	0	0	_	0	0	_
<b>罗知课</b> 日逝市	日進市未来をつくる 子ども条例	平成21年9月29日	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知 東 幸田町	幸田町子どもの権利 に関する条例	平成22年12月22日	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0 /
三量県	三重県子ども条例	平成23年3月23日	_	-	0	0		0	-	0	-	<u>-</u>
三 盛 県 名 張 市	名張市子ども条例	平成18年3月16日	-	0		0		0	-	0	0	0
进 賀 県	滋養県子ども条例 単近末子どもを初期	平成18年3月30日	-	-	-		0	0	-	0	0	-
滋賀県	の被害から守る条例	平成18年 9 月25日	_	-			0	-	-	0	_	-
滋 賀 県東近江市		平成19年12月21日	-	_	0	0	0	-		0	0	
京都府	京都府子育で支援条 例	<del>-</del>	_		0	0	0	0	0	0	0	-
京 都 府	京都府児童ポルノの 規制等に関する条例	1200000000000		-	-	· –	_	0	-	0		-
大 阪 府	大阪府子ども条例	<del>!                                    </del>	平成19年12月26日			0				0	0	
大阪府	大阪府子どもを虐待 から守る条例	平成23年2月1日	平成23年2月1日	_	-	_	0	0		0	0	
大 阪 府池 田 市		平成(7年3月31日	平成23年 9 月28日	0	_	-	0	0	0	0	0	0
大阪府高機市	高機市青少年健全育 成条例	昭和80年12月23日	平成12年4月1日	-		-	_	0	0	0	0	- '

				子どもに対				<b>色 打破の組</b>	の方向性素			
		Caller Maria	e de la companya de l	して保障される具体的な権利に係る規定	体験活動等 の推進	社会形成へ の参調機会 の確保	子育で支援	相談。救済 ・譲渡の仕 組み	非行・有害 環境対策	自治体や学 校、家庭等 の役割・資務	計画等の策定	容離会や委員会等の設置
大阪府守口市	青少年の健全な育成 を阻害する環境の改善に関する条例	昭和53年3月27日	P成12年4月1日 i	-	_	_	_	-	0	0	_	0
大 版 府 茨 木 市	茨木市青少年の健全 青成に関する条例	平成16年12月20日	_	-	0	_	0	0	0	0	:	-
大阪府大東市	大東市子ども基本条例	平成19年9月28日	_	_	0	0	0	0	0	0	0	_
大阪府	美面市子とも条例	平成11年9月30日	-	•	0	0	0	0		0 .	0	-
大阪府	成条例	昭和45年7月2日	_		-	-	_	-	0	0	_	0
大阪府		昭和59年10月31日	昭和59年11月1日		0	-	_	0	. 0	0	0	-
兵庫県尼崎市	尼崎市子どもの育ち 支援条例	平成21年12月18日	_	0	0	0	0	0	0	0	0	-
兵 章 票 宝 塚 市	宝塚市子ども条例	平成19年3月28日	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0
高砂市	高砂市子どもを虐待 から守る条例 川西市子どもの人権	平成23年6月10日	-	-	-	-	-	-	_	0	-	-
兵業県川西市	オンプズパージン条例	平成10年12月22日		0	_	-	_	0	ŀ	<b></b> 1,	-	
兵庫県	篠山市子育ていちば ん条例	平成23年10月3日	-	_	-	_	Ô	-	0	0	0	_
奈良県	子どもを犯罪の被害 から守る条例	平成17年7月1日	平成19年12月26日		-		-			0	_	
奈良県	奈良県少年補準に関する条例	平成18年3月28日	平成19年10月1日	-	-	_	_	-	0	0	_	_
和歌山県	和歌山県子どもを虚 待から守る条例	平成20年7月4日	-	0	_	_	٥	0		0	0	٥
和歌山県	和歌山県未成年者喫煙防止条例	平成20年3月24日	_	-	-	-	-		0	0	_	-
鳥取県智賀町	智慧町青少年に有害 な図書類及びがん具 万物類の児童販売の 規制に関する条例	平成15年9月19日	_	-	-	_	-	_	0	0	<del>-</del>	-
馬取県琴浦町		平成16年9月1日	平成16年9月1日	-	-		_	-	0	-		0
鳥取県北栄町	北栄町子どもを値や かに育てるまちづく り条例	平成18年 6 月26日	· <del>-</del>	. 0	-	-	-	- ,	-	0	-	
鳥 取 県 湯 梨 浜 町	湯梨浜町膏少年環境 保全に関する条例	平成16年10月1日	. <b>-</b>	_	_		-	-	0	-	_	0
鳥 取 県 湯梨浜町	湯梨浜町青少年に有 害な図書類及びがん 具刃物類の自動販売 の規制に関する条例	平成16年10月 1 日	-	_	_		_	1	0	0	_	0
鳥取県南部町	南部町青少年健全育成に有害な環境の規制に関する条例	平成16年10月1日	_	-	_	-	-	_	0	0		_
島根県出書市	ネットワーク条例	平成17年6月27日	平成23年 9 月30日	0	0	_	0		-	0	0	٥
島 根 県津和野町		平成17年9月25日		_	_	-	_	-	0	0	_	-
國山縣	岡山県青少年による インターネットの適 切な利用の推進に関 する条例	平成23年3月16日	-	-	_	-	_	-	0	0	-	-
岡山県食敷市	倉敷市子ども条例	平成23年12月16日	-	_	0	0	٥	0	0	0	0	
<b>网 山 果</b> 総 社 市	総社市子ども条例	平成21年9月9日	-	0	0	0	Ō	0	0	0	0	0
岡 山 県 浅 口 市	及口印丁とも言成祭時	平成18年3月21日	-	-	0	-	0	0	-	0	0	0
岡山県和気町	成に関する条例	平成18年3月1日	-	-	0	-	0		0	0	-	-
岡山県新庄村	新比付するも余例	平成14年3月12日	-	0	0	0	0	0	_	0	_	
広島県	<del> </del>	昭和54年3月24日	平成12年3月14日	-	0	<u> </u>	-	-	0	0	_	0
中口海	関する条例		-	_	-	-	0	-	~	0	0	0
山口県	宇部市次代を担う子 どもをすくする でることの推進に関 する条例	Water to Book	_	_	0	0	0	0	0	0	0	-

						子どもに対	( S. 14)			で行の山	の方向性		-74 <b>9</b> 4	
						して保障される具体的 な権利に係 る規定	体験活動等 の推進	社会形成へ の参画機会 の確保	子育で支援	相談、救済・譲渡の仕 組み	非行・有害 環境対策	自治体や学 校、家庭等 の役割・資務	計画等の策定	審議会や委員 会等の設置
徳!	島川	L	恵島市子育ての文化	·平成2(年9月30日		_	-	_	0	0	1	0	_	1
			公山市子ども青成条例	平成16年4月1日	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0
高多	el M	F A	8知県ことも条例	平成16年8月6日	_	0	0	-	_	-	0	0	0_	0
			あ免町子どもの権利 条例	平成18年12月20日	_	0	0	0	.0	.0	_	0	0	0
	SF VI		統前町子どもの権利 条例	平成20年12月15日	_	Ö	0	0	0	0		0	0	0
推り数数	野川		筑紫野市子さも条例	平成22年3月30日	<u>-</u>	. 0	7 O 3	0 -	0	0	-	0	0	
播用那珂		* 8	青少年に有害な図書 等の自動販売機の設 置規制に関する条例	昭和58年12月27日	平成10年3月24日	_	-	_	_	-	0	0	-	0
佐	100 月	. 1	佐賀市未来を託す子 どもを育むための大人 の役割に関する条例	平成19年9月25日	· <del>-</del>	_	0	. = -	0	-	0	0	_	0
長!	is y	<b>!</b>	長崎県子育て条例	平成20年10月14日	平成20年10月14日		0	-	0	0	0	0	0	0
長 ! 佐世	保 7	k (	佐世保市子ども育成 条例:	平成18年6月29日	平成18年 6 月29日	· .–	0	0	0	0	_	0		
雜:	<b>本</b> リ	t t	開本県子ども輝き条例	平成19年10月3日		-	0		0			0		
古	市 市	1 1	由市市青少年健全育 成条例	平成22年3月25日	平成22年4月1日	_	_	_	-	-	0	0	-	_
扎	幌下	<b>₹</b> (	札幌市子どもの最著 の利益を実現するた めの権利条例	平成20年11月7日	-	0	_	0	0	. 0	_	0	0	0
JIL 1	<b>崎</b> 7		川崎市子どもの権利 に関する条例	平成12年12月21日	平成17年3月24日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
т -	kaj ĉ		川崎市人権オンブズ パーソン条例 -	平成13年6月29日	-	· <b>_</b>	_	-		0	-			<b>-</b>
浜		" (f	浜松市子ども育成争 例	平成22年3月24日	<del>-</del> .	-	-	-	0		_	0	0	0
名古	æī	-	なごや子ども条例	平成20年3月19日	平成24年4月1日	0	0	0	0	0		0	0	0
京	<b>i</b>	ħ [ŧ	子どもを共に育む京 都市民憲章の実践の 推進に関する条例	平成23年3月15日	_	_	0	0	0		0	0.	· <b>-</b>	0
*	<b>阪</b> 7	Ħ.	大阪市児童を虐待から守り子育てを支援 する条例	平成22年12月15日	-	_	_	_	0	. •	-	0	_	_
堺	1		堺市子ども青少年の 青成に関する条例	平成20年3月28日	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
岡	<b>山</b> T	iti j	岡山市民協働による 自立する子どもの育 成を推進する条例(岡 山っ子育成条例)	平成18年12月27日	-	_	0	_	0	0 .	0	0	0	0
広	<b>9</b> , 7	ri i	青少年と電子メディ アとの盤全な関係づ くりに関する条例	平成20年3月28日	_	-	-		_		0	0	-	0
広	島で		広島市暴走族追放条 例	平成14年3月28日	_		-			-	0	0	0	-

(注) 1 次のような条例は調査対象外としています。
1) 子ども・若者(0~29歳)以外の者も対象としているもの(例:同じ条例で高輪者も対象としているなど)
2) 主たる目的が子ども・若者の育成等ではないもの(例:環境保全やまちづくりを目的としているなど)
3) 自治体やその行馬機関の組織、運営について定めたもの
4) 施設の設備や事業の実施等についての細目を定めたもの
5) 委託ついて定めたもの
5) 委託ついて定めたもの
5) 支統について定めたもの
また、別途内閣府が調査を行っている社会環境の整備や有害環境対策に係る認道府県の条例(参考資料13 「背少年の保護育成条例に関する福道府県条例規制事項一覧」参照)も調査対象外としています。
2 本務は条例の規定の状況を整理したものであって、拡策の実施の有無を記載したものではないことに留意願います。したがって、条例に具体的な規定がない(又は、概括的な規定のみがある)場合には、「子どもの活動等を保障する規定)の機管(行政の施策の方向性)の各欄に「〇」が付されていませんが、実際には、それらの内容に該当する取組が行われていることがあります。また、「計画等の策定」や「響議会や委員会等の設置」については、他の条例等に基づいて行われている場合があります。
3 平成24年1月1日現在で制定されている全国の都道府県及び市区町村の条例が調査対象となっています。